

埼玉県営競輪における新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル

1 選手宿舎

- (1) 選手宿泊部屋においては、以下の対策を徹底する。
 - ①中央等にビニールシートを設置し、畳部分を活用して接触機会を減らす。
 - ②窓は常時5cm程度開放するか、1時間に1回5分程度全開し換気を徹底する。
 - ③入口のドアは常時5cm程度開放し、②の対応と併せ、サーキュレーターによる換気を徹底する。
 - ④室内の共用洗面台を利用した後は、水で流す等して感染防止に留意する。
 - ⑤適切なマスクの着用を徹底する。
- (2) 選手宿舎での感染防止対策が徹底できない場合は、別途用意する宿に分宿する。
- (3) 分宿先と競輪場との移動は別途用意するバスで行う。その際下記に留意する。
 - ・座席間隔を開ける。また、窓を開放し換気を十分に行う。
 - ・マスク着用、アルコール消毒液による手指消毒を徹底する。
- (4) 他の部屋への往来を原則禁止する。
- (5) 食事時間は、時間差を設けるなどの措置を講じる。また、机上にパーテーションを設置し接触を減らすとともに、対面での着席は禁止する。さらに、密集・密接しないよう注意喚起を行う。
- (6) 食堂スタッフは、マスク及び手袋の着用を徹底する。
- (7) 選手に提供する食事は大皿での提供は避け、個別に配膳する。
- (8) 食堂スタッフは、15分ごとにテーブル等のアルコール消毒をする。
- (9) 浴場について、サウナの利用を禁止する。また、同時に入浴するのは10名以内とし、それ以上の人数で一度に入浴することがないように、入口の足跡マーク（10名分）に履物を置く。

また、脱衣場ではマスク着用を徹底する。

併せて、入浴中の会話は控え、浴場内共用洗い場、共用洗面台を利用後は水で流す等し、感染防止に留意する。

※感染者等が発生した場合、追跡を容易にするため、浴場を使用した選手、使用時間を記録する。
- (10) 休養室、休憩室等の利用にあたっては、3密とならないよう、社会的距離を確保するなど感染対策を徹底し、必要に応じて入室制限を行う。

併せて、共用の図書、マッサージ機等利用前後はアルコール消毒液を利用し手指消毒を徹底する。
- (11) 選手の飲酒を禁止する。
- (12) 宿泊室や廊下、トイレなど複数の利用者が触れる場所のドアノブ、ロッカーの取手などを定期的に消毒する。

2 選手等管理

- (1) 通常より余裕をもった日課時限とする（スケジュールの前倒し）。
- (2) 前検日に到着した選手は、屋外で検温を受けるものとし、37.5℃以上の発熱が確認された場合は、医師に報告するとともに、大宮：バックスタンド用度室または早朝前売り投票所 西武園：宿直室、救護所又は2 B投票所で待機させ、間隔を空けて検温を再実施し37.5℃以上の場合、検査不合格とし速やかに帰郷させる。
※その際、移動・トイレ等動線が他の選手と重ならないように留意する。
- (3) 選手が受付する際使用する共用パソコン利用後は手指消毒を徹底する。
- (4) 選手の適切なマスク着用を徹底する（競走中を除く）。
選手がマスクを所持していない場合、選手管理から予備のマスクを渡す。
- (5) 選手は、開催中毎日、就寝時及び起床時に自室の体温計で体温測定する。
※37.5℃以上の発熱等が確認された場合は検査不合格とし、個室等に隔離する。
※上記2（2）と同様、移動・トイレ等動線が他の選手と重ならないように留意。
- (6) 選手控室については、分宿している選手が利用するものとし、選手間の間隔を2 m以上空ける。なお、身体的負担軽減のためマット等を貸与する。
また、開催場の宿舎を利用している選手は、自室を控室として利用する。
※選手控室の利用人数は5割以下とする。
- (7) レース終了選手の自転車受け取りは、原則禁止する。
- (8) 選手管理室窓口（選手控室側にも）、開催指導員室、賞典室窓口、選手会売店カウンター、医務室（選手と看護師の間）及び選手食堂カウンターに透明ビニールシートで間仕切りを設置し、選手とのやりとりに当たっては、直接選手に触れることのないようにする。また、選手が医務室に入る際は、選手管理に申し出ることとする。
- (9) 賞典を受け渡す係員は、マスクに加え手袋を着用する。
- (10) 賞典を受け取る選手は、2 m以上の間隔を空けて並ぶこととし、領収証への押印は選手自らが行うこととする。また、参加旅費は個別に受け取ることとする。
- (11) 自転車配送受付は管理棟入口前（屋外）で行うものとする。
- (12) マッサージは取りやめとする。

3 検車（場）

- (1) 検車員と選手は接触を避ける。
- (2) 検車を待っている選手が密閉、密接、密集状態（以下「3密」という。）とならないよう留意する。
- (3) 検車の際には、選手を立ち合わせないこととする。
- (4) ローラー練習台について、屋内のものは2 m以上間隔を開ける。また、屋内に置ききれないものは屋外に移動する。
特にローラー練習室は、狭い室内で複数の選手が利用し、息が上がることにより感染リスクが高まるため、以下の対策を併せて実施する。
 - ①ローラー練習台の間にビニールシートを設置し、飛沫感染を防止
 - ②ローラー練習台利用後は、アルコール消毒液を利用し、手すり及び手指の消毒を

徹底する。

③感染者等が発生した場合、追跡を容易にするため、練習室を使用した選手、使用時間を記録する。

(5) ローラー練習室内はCO₂モニターで二酸化炭素濃度を計測し、必要に応じてサーキュレーター等を設置する等対策を強化する。

※CO₂モニターでの計測は場内の必要な場所で適宜行い、必要に応じて対策を強化する。

4 出走直前控室、バンク

(1) 選手は、出走直前までマスク着用を徹底すること。また、レース後は息が上がり代謝がよくなることから感染リスクが高まるため、息が整い次第マスク着用を徹底すること。

※息が上がっている状態では、バンク等屋外でも選手間の距離を取り、会話は行わない。

(2) 出走直前控室は、選手間にビニールシートを設置し飛沫感染を防止するとともに、窓・出入り口のドアを開放し、換気を徹底する。

(3) レース終了後は、直前レース参加選手の出走直前控室への再入室を禁止する。
参加直後の選手は、別に用意する場所（換気、選手間の距離3m確保を徹底）にて、息が整うまで一定時間(最低10分以上)待機する。

5 先頭誘導員室

(1) 誘導直前までマスク着用を徹底すること。また、誘導後、控室に戻った際は速やかにマスクを着用すること。

(2) 感染者等が発生した場合、追跡を容易にするため、同室の誘導員を記録する。

(3) 控室内での食事は、可能な限り時間をずらして行う。

(4) 窓、出入り口のドアを開放し、換気を徹底する。

6 審判室

(1) 審判員の執務室及び控室のドアは常時開放し、3密とならないよう留意する。

(2) 走路審判員を含め、全員マスク着用を徹底する。

7 記者席

(1) 記者席のドアは常時開放し、3密とならないよう留意する。

(2) 全員マスク着用を徹底する。

8 取材対応

(1) 競輪場入場時に取材者への検温を行う。

(2) 取材者は、検温結果を別途用意する確認表に記載することとする。

(3) 検温が終了した取材者には別途用意する「検温済証」を渡す。

- (4) 取材者の選手管理棟、宿舎への出入りは原則行わない。
- (5) 取材は、屋外にて対応する。
- ※ただし、3密を避けるための措置が十分である等の場合は(4)(5)の対応に限らないこととする。
- (6) 選手と取材者は、2 m以上の間隔を開けることとする。
- (7) 取材者に対し、「新型コロナウイルス感染症対策要綱 別紙『選手取材にあたっての留意事項について』」の事前周知を徹底する。

9 来場者への対応

(1) 入場前及び入場時

- ・ 当面の間、大宮競輪場における入退場門の制限
- ・ 開門前の整列時の前後間隔の確保（概ね2メートル以上）
- ・ 非接触型体温計やサーモグラフィー装置による検温実施
（37.0℃以上は再検温を行い、再度37.5℃以上は入場を禁止する。）
- ・ 適切なマスク着用の呼びかけを実施
- ・ 入場時に来場者全員の手指消毒を実施
- ・ 風邪症状がないかの声掛けの実施
- ・ 入場ゲートの消毒（15分おき）
- ・ その他、別紙記載の健康状態に該当するお客様の入場自粛を依頼

(2) 入場後

- ・ 特別観覧席券購入時、車券購入時、払戻時等の前後間隔の確保（概ね2メートル以上）
- ・ 各競輪場の屋内施設は、来場者が密とならないよう配慮した座席設置とする。
- ・ 屋内スタンド、サービスセンター、サイクルシアターの入場者数の制限（概ね定員の1/2以下とする。なお、入場者数の制限の目安はホームページにて明示する。）
- ・ 観覧席（普通・特別）、サービスセンター、ロイヤルルーム、サイクルシアター等の来場者が手を触れる部分の定期的な消毒、換気の徹底（常時扉を開ける等）
- ・ 入口付近、投票所付近、トイレ付近、食堂・売店への消毒液の配置
- ・ マークカード記入機、投票所、特別観覧席券購入窓口、売店における飛沫感染防止用ビニールシートや仕切り板の設置
- ・ 使用したマークカード、鉛筆を放置、使い回し及び戻すことのないよう呼びかけ
- ・ ハンドドライヤーの使用中止
- ・ 自動給茶機の利用にあたっては、飲み残しのないようにし、使用済み紙コップは指定のゴミ箱に捨てるよう呼びかける。
- ・ 屋内喫煙室は一度に利用する人数を制限する。
- ・ 警備員によるタバコの吸い殻の適正廃棄呼びかけ（清掃員の感染防止のため）
- ・ 手洗い・うがいの徹底に関する啓発ポスターの掲示
- ・ トイレは蓋を閉めて流すよう表示を行う。

- ・場内アナウンスでの手洗い・うがい・マスク着用・手指消毒・社会的距離確保の徹底呼び掛け

(3) その他

※来場者送迎バスの運行は感染状況を鑑みて、実施の有無を判断する。

※食堂及び売店での酒類の販売については、新型コロナウイルス感染拡大状況を勘案し、感染防止対策を徹底したうえで行う。

- ・車券販売機の定期的消毒（15分毎）、同利用者整列時の前後間隔の確保（2m）
- ・警備員による場内・場外見回りの強化（マスク着用、社会的距離確保の声掛け等）
- ・密集を避けるため必要に応じてテレビモニター放送を中止
- ・車券販売機、客席バンク側フェンス際等、来場者が密となるような場所の社会的距離確保のため、足跡マークを設置。
- ・勝利選手によるファンサービス品の投げ入れ中止
- ・特別観覧席スタッフ、警備員、清掃員等のスタッフの適切なマスク着用、手指消毒徹底
- ・食堂及び売店の消毒、スタッフの衛生管理、適切なマスク着用、手指消毒徹底
- ・予想業者の適切なマスク着用、手指消毒の徹底。
- ・売店等での金銭のやり取りはトレイや手袋を用いて直接手を触れないように行う。
- ・選手への接触禁止の徹底（いわゆる「入待ち、出待ち」の禁止）
- ・食堂・売店等の感染防止対策はこのマニュアルによるほか施設管理者が定める感染防止対策を遵守させる。
- ・『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』、『埼玉県 LINE コロナお知らせシステムの利用を呼びかけるポスターを入場口及び場内に掲示し、あわせて場内放送で呼びかけを行う。
- ・感染防止対策に協力いただけない場合は入場禁止及び退場処分を行う旨をホームページ、入場口及び場内に掲示する。
- ・混雑時には状況により、感染拡大防止のため競輪場内や屋内施設への入場制限を行う。

10 その他順守事項など

- (1) 職員を含めた場内全ての開催関係者は、各自、出勤前に体温測定を行い、37.5℃以上の発熱、その他別紙記載の健康状態に該当する場合には、出勤しないこととする。

併せて、普段からの体温測定・体調管理を行い、体調の変化に留意すること。

- (2) 管理エリア内で執務する開催関係者については、執務する本場開催場に到着した時点で抗原検査を行い、陰性となった者のみ執務可能とする。

※（公財）JKA、（一社）日本競輪選手会の管轄で実施するPCR検査受検対象者を除く。

- (3) 職員を含めた場内全ての開催関係者は、適切なマスクの着用、手洗い、うがい及

び換気を徹底し、3密とならないよう留意する。

- (4) すべての開催関係者に向け、感染リスクの高い場面・場所及び取るべき対策を具体的に明示する。
- (5) 喫煙は、マスクを外して息を吸う・吐くを繰り返すため感染リスクが高くなることから、すべての開催関係者は、屋外で喫煙する場合であっても、人との距離を十分に取り、会話は控える。
- (6) 選手管理棟には、原則として、包括受託事業者のうち、賞典担当係員は最終日に2名、施設担当者は状況に応じて最小限の人数が出入りすることとし、それ以外の関係者については不要不急の出入りを禁止する。なお、施設担当者は、選手管理長から要請があった場合にのみ出入りする。また、参加選手以外の開催関係者は選手食堂の利用を禁止し、選手宿舎及び管理棟への不要不急の出入りを禁止する。
- (7) 選手間の距離確保を明確にするために、検車場、選手受付、医務室及び賞典窓口前の床に目印を設置する。
また、JKAの判断で、必要に応じてその他の場所にも設置する。
- (8) 前検日の代表懇談会参加者は全員マスクを着用することとし、密接及び密集しないように着席する。
- (9) 選手宿舎、管理棟、検車場など各所に手指消毒液を設置する。また窓を開放するなど換気を十分に行う。
- (10) 管理棟、検車場などのドアノブ、ロッカー、洗面所など複数の者が触れる共用部分の消毒を徹底する。
- (11) 選手を含む全ての開催関係者は、管理棟・宿泊棟の共用部入室の前後には、設置してあるアルコール消毒液を利用した手指消毒を徹底する。
(例：食堂、休養室、洗濯室、浴場、トイレ、エレベーターなど)
- (12) 参加式の施行者挨拶は行わず、施行者から選手等開催関係者へ連絡事項がある場合は、文書で通知することとする。
- (13) 埼玉支部所属の非参加選手（誘導員含む）の本場開催中の競輪場内への入場は、体温・健康状況の管理及び練習参加者の記録を行い、感染防止対策を徹底したうえで開催に影響のない範囲で、練習のみ可能とする。
非参加選手は、体温 37.5℃以上、または別紙記載の健康状態に該当する場合は、入場しないこととする。
※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、練習を禁止する。
- (14) 大宮競輪場については、施設の利用に際し、必要に応じて大宮公園事務所と調整を図るとともに、同事務所の定める「公園施設の利用再開マニュアル」を遵守する。
- (15) その他、本書に定めのない事項は、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症対策要綱」及び今後（公社）全国競輪施行者協議会等中央団体が発出するガイドライン、通知等に準ずる。
- (16) 運用期間は当面の間とする。また、必要に応じて適宜内容を見直す。

本マニュアル9（1）、10（1）、10（13）に定める「健康状態」とは、以下の1～8とする。

- 1 平熱を超える発熱
- 2 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- 3 だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- 4 嗅覚や味覚の異常
- 5 体が重く感じる、疲れやすい等
- 6 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者
- 7 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 8 その他、体調に不安がある方